

小値賀町議会第二回定例会は、平成十八年六月二十日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加

藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
治

輝 美 教 藏 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長
山田	三浦	神川	巖谷	谷村	西川	中川	松本	吉元	中村	升水	大黒	熊脇	中谷
憲道	清敏	充	良一	久一	充	勝	信	章	裕	泰	一	功	也

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成十八年六月二十日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 報 告 第 三 号 平成十七年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第六 議 案 第 四 〇 号 専決処分事項の承認を求めることについて（小値賀町税条例の一部を改正する条例）
- 第七 議 案 第 四 一 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 第八 議 案 第 四 二 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第七号））
- 第九 議 案 第 四 三 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号））
- 第十 議 案 第 四 四 号 小値賀町過疎地域自立促進計画変更について
- 第十一 議 案 第 四 八 号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

午前十時零分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十八年小値賀町議会第二回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、七番・岩坪義光議員、八番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から六月二十二日までの三日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から六月二十二日までの三日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） 皆さん、おはようございます。

町 長

本日ここに、平成十八年小値賀町議会第二回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年もまた異常気象というのでしょうか。昨年同時期は極端に雨が少ない日々が続いていましたが、今年は逆で、五月は全国的に雨が多かったため日照不足となり、農作物の生育が悪く、そのため野菜の値段が高いというようなことがテレビ等で報道されておりました。当町においても、田植え時期の強風とあいまって稲の生育が心配されましたが、六月に入って晴れの天気が続くようになり一安心しているところであります。

それでは、開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項についてご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思えます。

総務課関係について申し上げます。

六月三日、第一期小値賀ふるさと議会(第二回目)を実施いたしました。今回はテーマを絞り、分科会方式を採用した結果、内容によっては、より具体的な話まで展開する案件もありました。今議会では、「小値賀会と小値賀町民との情報の共有化・連携し、お互いが小値賀のために何ができるのか」ということの再認識ができたのではと考えております。今後は、どのような形で次期議会を進めていくか、参加者や議会・執行部の中でじっくり話しながら決めていきたいと考えております。

二年に一回行われている北松浦分会消防操法大会が七月二日鹿町町で開催されます。小値賀町は今回、第六分団が出場する予定で、四月二十四日から厳しい訓練を続けており、好成績を期待しております。

住民課関係について申し上げます。

福祉関係では、懸案となっておりましたグループホームにつきましては、土地の造成を町が実施した上で、施設本体の建設を社会福祉法人・博仁会が行い、平成十九年度から運営を始める計画で、造成費を補正予算に計上させていただいております。本年度から第三期の介護保険事業がスタートしましたが、新予防給付・介護予防事業のマネージメントの拠点となる、地域包括支援センターの設置に向けて現在作業中です。

保健関係では、六月から生活習慣病健診が始まりましたが、今年は五年に一回の糖尿病検診と、今回初めての動脈硬化検診も兼ねて実施されています。四十歳以上六十五歳までの国保加入者については五歳おきに節目健診を、また特定高齢者把握のために多くの方へ受診を呼びかけています。七十五歳以上の老人医療については、平成二十年度から始まる後期高齢者

医療制度に関する法案が六月国会を通過し、長崎県をひとつとする広域連合設置に向けた作業が始まりました。

環境関係では、循環型社会の構築と温暖化防止に向けて、全国的に生ごみの堆肥化等への取り組みが増えています。当町でも特老・社協・診療所・保育所の四事業所の生ごみをゆうきセンターに持ち込み、堆肥化する試験を始めました。結果を踏まえて今後の展開を図ってまいります。

保育所について申し上げます。

今年三月の所信表明の中で、十八年度の入所希望者は、保育所で三十五人、幼稚園で二十四人と報告いたしておりましたが、幼稚園は変わりなく二十四人でしたが、保育所は四人増の三十九人となっております。幼保一元化をはじめて一年が経過いたしました。この間、保育時間等様々な問題がありますが、出来ることから一つ一つ解決していきたくと考えています。今年度の目標を「保育の充実」ということにいたしており、毎月の幼児教育目標を掲げて実践することにしております。

産業振興関係について申し上げます。

農林班では、町内の貴重な森林保護のため、毎年松くい虫防除事業を実施しておりますが、今年も安全確保に細心の注意を払い、空中散布を五月三十日に、地上散布を五月二十九日と三十日の両日に実施し、無事終了いたしました。

六月四日に行われました子牛のせり市につきましては、平均価格が、メスで三十六万七千三百八十六円、去勢で四十七万七千円、平均四十三万六千五百六円、前回三月せり市に比べますと、三万五千五百九十七円、七・五%の値下りとなりました。上場された子牛は揃っておりましたが、米国产牛肉輸入再開報道での先行不安、素牛高騰での経営悪化などの様子見で、購買者の購買意欲がやや弱かったことが原因と思われるが、今後とも肉用牛経営安定のための支援に努めていきたくと考えております。

経営所得安定対策に係る「集落営農など新たな農業政策」の地区別説明会を六月十三・十四日の両日、県・JA等関係機関と共に実施しました。今回の説明会は、県の担当者に内容の説明をお願いしたためこのような日程になりましたが、今後は各地区からの要望に沿って重点的な推進を図っていきます。

担い手公社では、公社の事業内容を町民の方に広く知っていただくため、今年も六月十日に担い手公社フェアを開催しました。当日は天気もよく多くの家族連れ等が、トマト狩り、公社生産農産物の販売、農作業受託説明会等のイベントで賑わいました。今後も毎年開催していきたいと考えております。

水産関係では、昨年度から離島漁業の再生を目的に五カ年間で取り組んでおります「離島漁業再生支援交付金」事業につきまして、四月十一日の総会で本年度の事業計画が承認され、順次、各事業に取り組んでいるところでございます。

また、宇久・小値賀地区漁協合併につきましては、四月十九日に推進協議会が発足し、以降五回の作業部会、二回の組合長・幹事会及び一回の専門部会を経て、六月六日の第二回推進協議会で合併に関する骨子が承認されました。今後は、各漁協の総会で合併案の承認後、設立委員会を立ち上げて最終的な手続き段階に入り、十月一日に合併の運びとなる予定でございます。

商工観光関係では、三月二十五日から四月二日までの九日間にわたって開催された『第五回おぢか国際音楽祭』は、実行委員会が主体となって例年同様の音楽アカデミーと、色々なアイデアを盛り込んだコンサートやプログラムが実施されました。音楽アカデミーの受講生は、二十二人と一グループで延べ百二人でしたが、前回よりやや減少となっております。

また、期間内に毎日町内のどこかで行なわれたコンサートは十一回にもおよび、延べ千百九十人もの入場者があつております。九日間の音楽祭での経済効果として、低く見積もっても一千六百万円程度の効果があったのではと思っております。

議会のご支援をいただきながら創生期の五回を終えたところでございますが、全体的にみて音楽祭の知名度も高まり、受講生のリーピーター化も進み、また、地元にも定着しつつありますので、小値賀独自の音楽祭が島のアピールと交流人口の増加につながっているのではないかと考えております。一方、将来に向かつての様々な問題点も抱えていることも事実でございますので、実行委員会とも協働体制の整備を図りながら、新しい取り組みで第六回開催に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

その他に観光では、自然体験や農業・漁業等の生活体験を中心とした体験型観光事業を推進しており、観光協会、ながさき島の自然学校及び町内各種団体が一体となった「小値賀町アイランドツーリズム推進協議会」が昨年度設立されました。本定例会でこの組織の事務局体制の整備・強化と活動推進のための事業費を予算計上させていただいておりますが、今後三カ年で実効性のある組織づくりを進めていきたいと考えております。特に、新しい取り組みであります民泊体験事業につきましては、新しい形の体験メニュー化と位置づけておりますので、旅館・民宿と連携を取りながら事業展開をしていきたいと考えております。

じげもん推進班では、じげもん販路拡大事業の一環としまして、五月一日から六月末までの二カ月間、福岡市博多駅筑紫

口前の博多都ホテル内の和食とイタリアン二つのレストランで、小値賀のイサキを始め、トマト、アスパラガス等の食材をメニューの一つに盛り込んだ「小値賀フェア」を開催しており、おかげさまでイサキ・アスパラガスの追加注文があるなど好評を得ております。

昨年度まで園芸部会が事業主体となり開催してまいりました「メロン・スイカ祭り」を、今年から町内の産業が一体となった「じげもん祭り」へと転換を図り、六月二十五日開催に向け、町内産業の生産者組織及び関係機関等により構成された、じげもん祭り実行委員会において準備がなされております。また、今月末には、当町の恵まれた地域資源を活かした特産品作り並びに販売促進及び販路拡大、さらには新たな特産品の開発等、今後、当町の特産品振興の基本方針等を策定する「小値賀町じげもん振興協議会（仮称）」を立ち上げる予定にしております。この協議会において、十八年度に長崎県の補助金を受け、商工会が窓口となり実施の、「特産品販売ビジネスモデル策定事業」についても取り組みたいと思っております。この事業により、具体的な事業の実施可能性を検証するため、町外の消費者へアンケート調査を実施し、市場分析を行った後、事業実施のための組織構成、事業計画、収支、資金計画を策定し、次年度以降のアクションプログラムを作成するように計画しております。

渡船班では、交通船事業は住民の生活航路として運営しておりますが、近年、利用者減に伴う収入の減少と、燃油の高騰をはじめとする経費の増大により赤字額が拡大し、そのため、国・県から強い経営改善指導を受けており、現在、抜本的な運航計画変更に取り組んでいるところでございます。変更の骨子として、運賃の一〇％程度の値上げ、運航回数削減、貸切運賃設定の三点を上げており、すでに関係する大島、納島、六島の地区説明会を終え、承諾をいただきましたので、詳細の調整に入っております。今後、関連機関と調整を行った上で国に変更の申請を行い、認可が下りましたら十月一日付けで実施をさせていただきますと考えております。

教育委員会関係について申し上げます。

斑小学校の統合につきましては、平成十八年一月、保護者と地区住民に説明して了解をいただき、十九年四月から小値賀小学校に統合することで、先月開催された教育委員会で決定しております。今後様々な手続きを進めて行くとともに、跡地利用についても検討していきたいと考えております。

次に、小中高一貫教育につきましては、四月に教職員の定期異動があったため、推進委員会の再編成を行ない、平成十九

年度試行に向けての教育課程の具体的な編成、平成二十年度実施に向けて、より深い研究が進められているところでございます。さらに、現行の特別活動・道徳・生活科・総合的な学習の時間を再編成して新たな学科として、「遣未来使学」や「グローバルアップ科」等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする、構造改革特別区域計画による教育課程の弾力化を図るため、小中高一貫特区申請の作業を進めております。

また、学校施設の整備等につきましては、今後、関係機関とさらなる協議を重ねて参りたいと考えております。次に図書バスの廃止についてでございますが、現在の図書バスは二十数年の長期にわたり、町内の各拠点を巡回してきました。近年、利用者の減少とともに車両の老朽化が進み、利用者の増加も見込めない状況であり、六月五日をもって図書バスの運行を廃止いたしました。今後は、利用者へのサービス低下にならないよう、現在提供中である「本の宅配サービス」等を充実させていきたいと考えております。

次に、昨年度から繰り越しておりました離島開発総合センターのアスベスト撤去工事につきましては、六月より機械室・浴室の除去作業に入っております。工事期間中は安全を期すため施設の利用を制限している状況でございます。今後、市民ホールの天井などの撤去工事を予定しており、利用が多くなる九月前には完了できるよう計画しております。診療所について申し上げます。

離島・へき地医療支援センター派遣の立川医師は三月末で任期満了となり退職されました。立川医師の後は、全国自治体病院協議会の幹旋による河内医師が嘱託医師として勤務しております。医師二名体制は維持できたものの、看護師不足は依然として続いており、現在二名が不足しており、補充はなかなか難しい状況にあります。町民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、町のホームページ等を利用し、看護師確保に努めています。

今年度は季節はずれのインフルエンザ流行のためか、五月二十四日から五月末日までに二十名の罹患者が出ております。議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正のうち歳出では、民生費でグループホーム建設予定地敷地造成費として四百万円、衛生費で塵芥処理施設と、し尿処理施設の修繕費として一千八百二十七万円、商工費でアイランド・ツーリズム推進協議会運営補助金として三百七十七万二千元、教育費で総合センターのアスベスト除去工事費として六百五十万円の計上が主なものであり、対して歳入は、前年度繰越金四千六百二十一万一千円を主財源として編成いたしております。

今回の補正額は四千万円で、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、二十九億二百万円であり、前年度の予算に比べ、四千七百九十万円の増額となっております。

特別会計補正予算は、下水道会計と診療所会計の二会計で二千七百九十八万円の補正となっております。

本定例会には、議案九件、報告一件の合計十件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

十一番・黒崎政美議員

十一番（黒崎政美） 通告に基づきまして質問いたします。

合併することを反対し、自立の道を選択した町長が就任して四年目を迎えております。

その間、自立するための町運営に努力してきたことはある程度認めますが、多くの町民は果たしてどうだろうか？と考えるときに、合併推進に燃えた町民は勿論のこと、従来どおり自立していくことを望んだ町民の中にも、小値賀の将来を危ぶむ声は日増しに増加しているように思えます。

一方、他の自治体では、合併せず自立の道を進んだところは血のにじむような努力をし、町民の理解を得ているところも見受けられるところであります。果たして本町はどうかと言うと、甚だ疑問を感じるところであります。

本町の財政を見ると、公債費等の義務的経費に経常一般財源を充当していく一方で、自主財源が減少する厳しい財政状況の中で、政策課題等に対応するための経費を抑制せざるを得ない財政状況となっております。年毎に悪化いたしております。

国の方針等を見てもみますと、新型交付税の導入や国庫補助負担金の大幅廃止、削減する補助金改革、再生型破綻法制整備等々、自主財源の乏しい本町にとっては厳しいものであります。このままでは町民の暮らしはどうなるのか？議員の一人として胃の痛くなる思いであります。交付税に代わる財源の確保が町長には具体的にはまだ無いと勝手に判断しておりますの

で、自分なりの思いをしゃべらせていただきます。

この状況を打開するためには、私なりの考え方として、小値賀空港の利活用を積極的に進めるべきであり、一つの選択肢として自衛隊の諸施設の誘致を提案いたすものであります。もし実現できれば、交付税に代わる財源は十分に確保でき、町の施策は潤沢な資金により実現でき、町民が未来永劫に安心した生活を図ることができると確信いたしております。

町長自信のお考えをお伺いいたします。

再質問は、自席にて行います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 黒崎議員のご質問にお答えいたします。

自衛隊の誘致という質問は、小値賀空港の利活用と関連するものと考えております。

小値賀空港は、昭和六十年十二月、長崎・福岡と小値賀を結ぶ空の玄関として開設され、以来二十年間「島の活性化」に欠かせない交通機関として就航してまいりましたが、海上交通機関の高速化や増便により、計画どおりに客足が伸びず、経営者の経営努力の甲斐もなく、平成十八年三月末をもって定期航空路は廃止されました。定期航空路廃止後においても、空港は、民間機、救急患者輸送及び慣熟訓練、防災ヘリコプターの飛行訓練などに利用されております。

黒崎議員の、自衛隊の誘致を図る考えはないかということですが、現在、自衛隊は国民の生命と財産を守るためのものと国民に認識されております。特に、小値賀町は四方を海に囲まれており、密入国者、海難事故、そして海上輸送、急患輸送の対応として、自衛隊の基地の必要性はあり、誘致できれば大きなメリットがあると個人的には思っております。

毎年、ヘリコプターの要請が六件く七件あり、昼間だったら一時間位で飛んでくるのが、夜間になると二時間ぐらいかかると、また生命の危機が迫っている重篤の患者が発生したときに、早急な対応ができないと、医師からの指摘も受けております。その中で、飛行場に自衛隊のヘリコプターがあれば、二十分ぐらいで行けるといふこともあります。

しかし、騒音問題対策・事故の危険性・漁業者への被害・今、農業振興で力を入れている畜産への影響等、たくさん問題もあり、今後は、町民・議会の皆様とよく相談しながらできないといけないのが現状でございます。

なお、参考にはありますが、今月平成十八年六月に『小値賀空港利活用検討委員会』を立ち上げ、具体的な今後の小値賀空港の利活用について、本委員会において検討・協議を行い、町の活性化につながる有効的な各種施策の実現を目指すこ

とお願いしております。

なお、この件については、ただ今、白紙の状態でございますので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 大きなリスクを抱えることは十分承知しております。

しかしながら、本町の主幹産業、これを見るときに、惨憺たるものがあります。特に水産業においては、二十五・六億の生産高があったものが、昨年度は九億に落ち込んでいる。燃油の高騰とか、魚価の低迷等、相当の影響を受けておると思いますが、後継者云々どころか、漁業者の転職も切実な問題として浮かんでくるのであります。主幹産業の衰退はどういうことになるか！

今日、北海道の夕張市も本日から開会ですが、恐らく今の時間には『財政再建』の申請を表明しているはずであります。あそこの産業は石炭産業で、最盛時は十一万七千人の人口があったそうです。現在はどうか！一万三千人。もう自主再建はどうしようもなくなつたと…。

こういう状況の中で、小値賀町の産業は段々段々落ちていく。もう見込みは無い。そんならどうするかと…。『産業振興課』と名前も変えた。それを大きく発展するためには資金が必要なんです。金があれば出来るはずですよ。交流入口の増加にしても一緒。貴方がいろいろと考えておられる政策も十分にできるんじゃないかと。塩工場だって上手くやれば、「日本一の塩」だと宣伝なんかもやれば、私は各地の半分ぐらいの塩を取り寄せてやりましたけれども、劣つたところは一つも無いと。そういう宣伝をすることもできる、金があれば…。

しかし、交付税が段々減らされていく中で、もう来年から面積と人口規模を基準としてやるといふ状況にある。まあ、経過措置として二年か三年は経過措置で行くでしょうけれども、将来は、特交も入れて十八億の交付金が恐らく一桁になる可能性は極めて高いと。そういうことを考えるときに、どうなのかと…。非常に小値賀の将来を心配しております。

そしてまた、本町が自立して行くという事は、全県下の注目の的であります。これを再建団体とか、あと数年来に導入しようという再建団体よりもっと厳しい『自治体の破綻法制』を考えられております。これはもう第三者にその再建を委ねると。一般の株式会社が破綻した時のような状況になるわけです。そのとき、我々は町民にどう申し訳するかと…。そうならないためには、私は、自衛隊の誘致しかないというふうに思われるわけです。

私は、そもそも社会党を離党して十年あまりなりませんけれども、今でも自衛隊そのものの存在にも疑問はもっておりません。しかし、個人的な主義主張を超えることによって、小値賀町が救われれば、それに越したことは無いというふうに思っております。

先ほど、町長は「個人的には誘致してもよい」というふうな答弁をいただきましたけれども、その程度が、「積極的に誘致したいのか」、「仕方なし誘致したいのか」、どちらですか？

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

私が先ほど言ったのは、「急患の自衛隊の対応については個人的には賛成」というふうに答弁いたしました。ただ、黒崎議員さんの言うことはよく解りますが、これは国と県から正式な答申がない現状で、これをどういうふうにするんだとか、いろいろ言える今の段階、立場ではないと考えております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 国の答申とか何とか……。これは今まで受け身の、従来どおりの考え方。

そうじゃなくて、おい達は、小値賀町は、これしか生きる道がないんだと。自衛隊を誘致してくれよと、飛行場もありますよと、積極的に申すべきであって、国から何も無い、こちらから呼びかけなければ何も無いことは当たり前のことです。

それと、先ほど、夕張市の話をしましたけれども、あそこもただ炭鉱がなくなって手をこまねいたわけじゃないんです。夕張メロンの売込みだとか、それによる観光、国際映画祭をやりました。しかし、思うような客足が伸びなかったと。努力はしたけれども駄目だったと。

しかし、本町は、今の年齢構成を見てみますと、逆三角形になっております。もうお年を召した方、もう働こうにも働けない人、この人たちの人口が広がって、生産能力のある人というのは物凄く少なくなってきた、まあ五十・六十・七十代の人が小値賀の生産の主力であります。そういうことで、小値賀町がどうして生きるかということになると、私は自衛隊の誘致だと、これしかないんだと、宝があるじゃないですか！空港をもうちよつと拡張する、先ほどの答弁で、空港の閉鎖には海上交通が活発化したと、増えたと、もう役目は終わったんじゃないかという声もあった。だけど、今はどうかと。海上交通だって危うい状況じゃないですか。交流人口を活発化しようとしてでも、そんなら時化でどうのこのの時に、どちらが

経費を持つかと、そういう状況まで落ちてきているんです。

大型飛行機を飛ばす、自衛隊と民間の飛行機が飛ぶようになるかどうか判りませんが、そうになると、急患、その他、ドクターヘリも一緒のようなもん、生命と健康を守るためにピシヤツとそれができる。そしてお医者さんの確保だって、自衛隊は医務官と言うのかな？医務官とかナースもある程度の自衛隊が駐留することによって、それを確保することもできる程度によって自衛隊自身の病院も出来るかもわからない。

そうしなければ、私は小値賀の将来はないと。立派なことばっかり言うたつちや……。そうでしょ？

農林水産課を産業振興課に変えた。今年も四億ぐらいあったのかな？予算は……。それも十分につかない。自衛隊を誘致することによって環境整備も出来る。矛盾するところもありますけれども……。藻場の造成、その他いっぱい、思う存分出来るんじゃないかと……。

だから、そういう観点から、私は自衛隊そのものには私も相当アレルギーはもってますけれども、一議会の議員として、もうやらざるを得ないというふうに思っております。

再度、町長のお考えをお願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 黒崎議員さんの熱い思いというのは十分伝わって理解いたしているつもりではございますけれども、こつちがいくら言っても、国が動かなかった場合にはどうしようもないということで、今私が言うのはあれですが、白紙の状態での段階ではですね、答弁は控えさせていただきますということで、ご理解していただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 「白紙の段階では……。」という、そこが私はよう解らんとですよ。積極的に国に働きかけるといふ姿勢はないのか？と。

町長は良くご存知のはずですよ。北松辺りの前の町村会長会で、今、どういうことをやっているかというのと、知ってるでしょ？江迎町じゃったつちや、もう、うちは出来んから陸上自衛隊を誘致しようじゃないかと。そういう動きもある。また、平戸市のどこか、旧町名は知らんけれども、あそこも何らかの動きがあると。他の町は、或いは市は、生きるためにあらゆる手立てをしているわけなんですよ。

だから、国が「これはどうか。」ということのを待ったたら、彼らからやられる可能性はあると。小値賀が一番強いのは飛行場があると。今、滑走路が八百メートル、オーバーライン入れて千メートルありますけれども、これをちよつと延ばして、もうちよつと大きな飛行機が用意できる。そして交流人口の増加もそれで図れる。欠航した時はどうするかというのも考えていなくてもいい。そういうことになりませんか？

他所の、北松の身近なところもそういうことを考えているんですよ。生き残るために……。貴方は各町辺り、町村長辺り、今は町長と市長しかおりませんが、よく一緒になる機会があると思いますので、その辺は私よりも十分承知のはずだというふうに思っております。

今、私がこう言いました。それを聞いてどう思いますか？

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） いろいろ情報等につきましては入っております。

ただ、黒崎議員さんの一人ですね、今言っているようにごさいますけれども、議会がですね、どういうふうに動くんだということ、そういうことがありましたら、それはまた考え直しをしなければいけないんじゃないかと思っておりますが、情報等につきましては、詳しいことはですね、ここでは申し上げることが出来ませんが、一応議会としての対応が「どうなのだ」ということがはっきりしない段階では私は今のところ、はっきり「どうする」ということはできませんので……。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） あのですね、議会と貴方は別なんですよ！

貴方がどうするか。貴方がしようとしまいと俺は知らんばいと。それと、議会は議会だと。議会は議会で議論すればいいんであって、黒崎があげん変なこつ言よったばつてどうするかつち、議長は恐らくこの問題は取り上げてくれるだろうし……。だから、私が聞いているのは貴方自身の話なんです。だから、ぼかしてもいいです。はっきり言明し難くければ……。だから、そういうことは執行部の長と議会が一丸となつて一生懸命やらなければ、なかなか実現するのは難しいんじゃないかと、こう思っているんですよ。だから、ちよつと言明したらいろいろと差し障りがあるだろうと思ふなら、ちよつと上手く表現の仕方を替えて、私の納得いくようなことをお願いします。しないなら「しない」、するなら「する」でかまわんとですよ。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	五十分	—
—	再開	午前	十時	五十三分	—

議長（近藤一輝）　再開します。

町長（山田憲道）　再度申し上げます。

町長

私、町民の生命と財産を守るのは責務と思っております。

救急輸送等につきましての、ヘリコプターの誘致については『賛成』です。

ただ、タツチアンドゴーとかいろいろの分につきましては産業振興等、それから騒音の問題、いろいろございますので、その件については今の段階では『反対』ということをお願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　黒崎議員

十一番（黒崎政美）　町長の考えは解りました。

しかしながら、今度生徒数が少なくなる。高校がこのままでは分校になりそうにあるから、小中高一貫教育をやるとういう動きがあります。

しかし、このままの人口構成でやっていると、何年か先はこれもおかしくなってくる。町民を増やさなければ、小中の校舎に三億要るのか、四億要るのか判りませんが、学校建設するためにそんな金を突っ込んだ、何年か後は更に生徒数が減った、これではもう高校は成り立っていかんよと。そんなら他所にやってくれよと。そういう可能性だってあるわけですよ。これは大きいと思いますよ。

それで、まもなく診療所の建替えもしなければならぬ。金がどこにあるのか。私は別に金がどっからか調達できれば、なくとも自衛隊なんやちゅうとは俺好かんちゃけん、そんな話はしませんよ。

しかし、小値賀が将来長く生きるために必要だということを、やむを得ないというふうに考えておりましたので、町長の考えを質したわけです。

以上で私の質問を終わります。

議長（近藤一輝）　次に、十番・立石隆教議員

十番（立石隆教） 私は、町長に二点、それから教育長に一点お伺いをいたします。

まず、町長には「黒島神ノ崎古墳道路側断面部分の維持管理と整備ついて」と、「文化が経済を活性化させるという認識と今後の取り組みについて」を伺います。

教育長には「一貫教育を機に校舎建設の取り組み方と検討すべき課題について」をお伺いしたいと思います。

まず、町長に「黒島神ノ崎古墳道路側断面部分の維持管理と整備ついて」をお伺いをいたします。

ご承知のように、黒島の神ノ崎の墳墓群というのがあります。あそこに道路が作られておりまして、その神ノ崎の方の墳墓群の所の断面にですね、崖にコンクリートをしてあります。そのコンクリートの一部を切り取ってありまして、そこに外側からその古墳の中身が見えるようにしてあります。実に貴重な展示物と言いますか、我々の持つていている文化的な遺産であります。それが今どうなっているかというふうには私はこの間人を案内してみましたところ、草が生えててですね、古墳の中身の状態がせつかく見えるのに、どういうふうになつていっているかというのが見えないようになってあります。更にその下の方には道路が少しう高くなっております、そこに砂岩を幾つか積み重ねて古墳を作っておりますが、その中の一枚が下にありました。後で確認をいたしましたら、自然に落ちたわけではなくて、崩落する危険があるので、一枚抜いたという話でありますから、別に自然に落ちたわけではないようでございます。

それで、ああいう状況にしておりますとですね、風や雨によって土がむき出しでありますから、その土が流れ出ることでよって、あの状態はいずれ崩落すると思われます。せつかくああいう形の古墳がありながら、しかもそれがみんなから見られるようにしてあるのに関わらず、それをそのまま放置しておると、いずれ崩れてしまいます。せつかくの古墳です。観光に大いに利用できる施設でありますから、どうかその辺の整備を十分にさせていただきたいというふうに思います。

ご承知のように、あの神ノ崎遺跡は弥生時代から古墳時代の六世紀中期まで面々として長い時代にわたって、所謂人を葬る所としてあそこが使われてきました。しかも古墳がある地域というのは、五島列島においては唯一小値賀町だけでありまして、そういう意味におきましては昔の豪族が小値賀町に長い間存在していたという実証であります。そういう意味においての小値賀町というのは非常に貴重です。その貴重な古墳が実は上からしか見れない所が、それが断面図としてああいうふうにあるというのは非常に大変な施設だと私思っているんです。そういう意味において、あそこをもう少ししっかりと整備する必要があろうかというふうに思います。例えば、プラスチックのですね、L字型になったやつをですね、断面のところ

と上側も一緒です。雨が上から落ちてきますから、そこをL字型にして雨が落ちてですね、それで土砂が流れて崩壊するということを防ぐために、或いは草なんかが生えないような状態にしてですね、いつでも正常な状態に見えるというような、そういうふうなところをですね、整備してほしいというふうに思います。特に観光の面からこの点は大事だと思っています。

以前、小辻議員が「観光の小値賀全体の整備をやれ」という話をされておりましたが、私はその一部としてあそこも是非そういう整備をしていたらいいと、そして案内板についても学術的な難しい書き方は結構ですから、寧ろ観光客が訪れた時に判り易いような、そういう案内板というのを設置するということをすべきではないかというふうに思いますが、町長の考えを伺います。

それから、次に「文化が経済を活性化させるという認識と今後の取り組みについて」伺います。

平成十四年十二月に、文化芸術の振興に関する基本的な方針を閣議決定いたしました。ここにその内容があります。文化芸術の振興に関する基本方針の中に、文化の意義とこの五つ書かれております。一つは、「人間が人間らしく生きるための糧」、二つ目が「共に生きる社会の基盤の形成」、三つ目が「世界平和の礎」、四つ目が「人類の真の発展への貢献」、そして五つ目に「質の高い経済活動の実現」とあります。

私はこの五つ目の、「質の高い経済活動の実現」というのに大いに関心を持ちました。この項目の説明の中に、「このように書かれてあります。「文化そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展に寄与しうるもの」というふうに書かれてあります。私はまさにこういう観点というのは、これから小値賀がたくさん持っている文化や伝統芸能、芸術、そういうものをですね、大いに生かす、それが実は教育関係ではなくて産業関係に大いに影響していくんだというようになことを考え直すいいチャンスではないかというふうに思っております。

特に本県におきましても、文化振興には力を入れ始めました。『長崎夢・元気づくりプラン』の中の、重点プロジェクトの中に「文化を生かした地域活力創出プロジェクト」というのを立ち上げて知事自らですね、先頭を切って文化について長崎県は力を入れていくという姿勢を示されました。このようにですね、文化芸術が文化面だけでなく、経済活性化にも寄与するということの認識を町長は今持っておられるか、或いは経済は経済、文化は文化で、文化的なことは教育委員会の所管で、産業とは関係ないという認識なのかということをまずお伺いしたいと思います。

文化芸術というキーワードは、小値賀の活性化にとって大変大きなものだと思います。小値賀におきましては、夏

祭りとか、それから去年行われた音楽のチャリティーコンサートとか、それから先ほど行政報告でも示されていたように、おちか国際音楽祭というものがまさに文化芸術的なイベントであります。そのイベントだけが産業に影響を与えるということではないんですが、一例として、例えばおちか国際音楽祭などが経済に与える影響というのがどうか、先ほどの行政報告では一千六百万という数字を出しております。私はどっからそれはきているのかなと思っておりますけれども、例えば小さく見積もってもですね、おちか国際音楽祭は町が出しているお金は二百二十五万円です。それに対して直接的な経済効果というのは五百七十万円というふうに、おちか国際音楽祭の報告書には書かれてあります。それから全体で幾ら使ったかということになりますと、九百五十一万使っております。これをですね、少し視点を変えて考えてみます。九百五十一万の事業費の中に小値賀町が出したお金は二百二十五万でありますから、それはパーセントに直すと二四％であります。

公共事業のあり方と、これを比較しながら考えてみますと、例えば、公共事業の中には地元負担五〇％というのも当然あります。我々は率のいいものはないかということ、公共事業する時には一生懸命探し回ります。その時に、執行部の皆さんが我々に説明する時に、「この事業は大変率のいいものです。」というときにですね、「小値賀町の最終的な負担は二五％であります。三割であります。三〇％であります。二〇％であります。」というような説明をいたします。それから考えますとですね、この国際音楽祭は、総事業費の二四％しか町が出さないのにその事業を行っている。しかも、経済効果というのが少なく見積もっても五百七十万あると。これは第一次的な経済効果ですから、これを宣伝費とかいろんなことを考えていきますと、先ほど町長が申されたように一千六百万ぐらい、或いはそれ以上になるのかなというふうに思いますけれども、そういうことを考えていきますと、実は文化的な事業というのは地域の経済に大きな影響を与えるんだという発想はこれから重要ではないかというふうに思います。従来の、公共事業一辺倒での地域の経済を支えるという時代は終わったのですから、それに代わるものを考えていかなければなりません。そう考えていきますと、こういう文化的なものに経済の活性化を重ね合わせて政策を考えると、これは重要になっていくのではないかというふうに思います。

また、そうした文化事業ということをやることによって、農業・漁業の第一次産業の振興を図れるというふうに思います。そしてそれらの振興を最大限に生かしていくという構図が文化的なことに力を入れるということにもつながるのではないかと、というふうに思っております。建築家の黒川紀章氏がこの頃、新聞に寄せてこういうことを言っています。「二十一世紀は創造性の時代であり、世界の最先端は、文化が経済を活性化させるという図式で動いている。」というふうにおっしゃっ

ています。大分県では映画の産業を誘致するために専門の職員をつけてですね、そして「大分に来てください。大分で映画を撮ってください。」というようなことまで乗り出してあります。そういうことも、そういう創造性の時代ということの一つであります。今、アメリカで最も活力のある産業は映画産業であります。

このようなことを申し上げた上で、町長が文化芸術を主題においた地域経済活性化策への転換も視野に入れた取り組みの必要性をどのようにお考えになつていかつていふことをお伺いしたいと思います。

続いて、「一貫教育を機に校舎建設の取り組み方と検討すべき課題について」お伺いをいたします。

平成二十年からの小中高一貫教育の実施に向けて今取り組みが始まっております。小値賀町教育界においてはかつてない教育改革の取り組みが始まっております。我々は小値賀の将来のため、地域の将来のために、この問題についてですね、教育関係だけではなくて地域全体が英知と情熱を傾けてこれに取り組むべきだと考えております。

前回、小辻議員が前の定例会でも、この小中高一貫教育についてはお触れになりました。私は、今回は校舎建設の部分に焦点を当てながら今後の小値賀町の教育の方について質問し、議論をしたいというふうに思っております。環境は人を作ります。物理的な環境が精神を形成し、解放します。建物は建物で、どのような校舎であろうと、そこで行われるべき教育には変わりがないという考え方も存在することは承知しておりますが、今日的な研究結果は、環境が人を作るのであり、それはソフト部分のみならず、物理的なものもその条件になるということを示しています。よりよい学習環境を作ることが大切です。

今、教育の流れは均一・画一・一斉授業から個性化へ、ラーಜサイズからスモールサイズへ、個別学習の重視というところに流れて行っております。であれば、こうした流れを生かした校舎はどうあるべきかということを考えていかなければなりません。従来は、教室の在り様、校舎ということを頭に浮かべますと、直ぐに北側に通路があつて南側に教室が存在し、しかもそれがきちつと同じような大きさに作られている。所謂これを『ハーモニカ型』と言うのですが、そういうものを校舎として考えます。しかし、今は、先ほど申し上げました画一・一斉授業から個別個性化教育へ向かつている段階においては、いろんな作り方、いろんな使い方、いろんな教育のやり方に合わせた器の作り方ということを今のうちに検討し、作っておかなければならないというふうに思っております。しかも、それは子供たちの『学習の場』というものだけではなくて、寧ろ学校の解放ということも念頭においた上での校舎作りということも必要ではないか。地域の特徴を生かした校舎の建設

の方向を模索する必要があるかというふうに思っております。

そこで、まず段取りとして大事なことは何かというふうに考えますと、まず建設については基本的な理念ということが必要だろうと思います。基本的な考え方を最初にまとめる必要があると思っております。建設への基本的な考え方ということとはハード面の理念ということですけれども、今のところ、小値賀町小中高一貫教育の学校運営方針というようなものがですね、大体この間の報告書の中にも書かれておりますが、もっと解り易い形ですね、そういうソフト面の、まずハード面をやる前にまずそういう学校作り、私たちがこれから作ろうと思っております学校は、小値賀の小中高一貫校はこういうことを主眼においてやりましょうということが住民の皆さんが解り易く、「ああそうか」と、直ぐに見て解るような、そういう形に、例えば五つの項目ぐらいに分けてですね、そういうものを作っていたら。それを基にして、それを今度は建設の基本的な考え方に生かしていく、そういう段取りが必要ではないかというふうに思っております。

そういう意味においてですね、そうした取り組みをやってほしいと思うんですが、抽象的なことばかり話しているとか何を言っているんだという話になりますので、私が私なりに小中高一貫推進委員会でもとめてきた内容を基にしながら少しまとめてみました。

一つ目がですね、「生徒の個性と人格を尊重し、個別化、個性化教育のための多様な学習形態が展開できる施設、設備であること。」ということをやまず上げました。続いて、「情報化、国際化など社会の変化に対応できる施設、設備であること。」三つ目に、「自然採光、換気、雨水利用など、省エネルギーと自然環境を考慮した施設、設備であること。」四つ目に、「防災拠点として利用できる施設、設備であること。」五、「学校、家庭、地域が一体となって子供たちを育成できるよう、地域の拠点となる施設、設備であること。」六、「地域と学校の持つ固有の風土・歴史・文化・伝統を反映し、生徒と地域の誇りとなるような施設かつ格調高いデザインを心がけること。」七として、「福祉の町づくり配慮した施設、設備であること。」例えば、このような基本的な建設の考え方をまず決めましょうということでもあります。こういうふうなことについてですね、具体的に出しましたから、教育長はどのようにお考えになるかお伺いをしたいと思います。

先ほどの七つの基本的な考え方を申し上げましたが、その基本的な考え方に立つと、校舎は具体的にどうなるかということとを少し申し上げたいと思います。例えば一の、生徒の個性化・個別化の教育のためにはですね、どんなのがいいかというふうになりますとね、これは全国的に言うと、オープンスペースを中心にした教室の形態ということが考えられます。勿論、

これには問題点も多く存在することも承知しておりますが、そういうふうなものをですね、多目的なホールというのも、例えば二・三学年一緒になって『遣未来使学』をやるとかということもあってもいいのだというふうに考えれば、私はそういう意味にオープンスペース、或いは多目的ホール等もその中に入れ込むということがあってもいいのではないかと、いうふうに考えます。

二番目の、情報化・国際化ということについてであります。これはコンピュータとか図書室、つまりコンピュータ室でコンピュータを勉強する、図書室は図書室の役割ということではなくて、これからは自らが学ぶ、ラーニングセンターということが大事だと思います。そういう意味においては、図書室もものを調べる所、コンピュータもインターネットを使ってものを調べる所、子供たちが調べたいと思った時には図書でも調べられるし、インターネットでも調べられるというような、そういう形にするとすれば、コンピュータと図書室を一緒にするというような考え方も生まれてくると思います。そういうふうな考え方をここではしてはどうだろうかということでもあります。

三番目の、自然採光とか省エネルギーの問題であります。これは時代の流れとして環境問題というのは非常に子供たちは関心を持ってもらわなければいけません。そういう意味での施設作りということも是非念頭に入れるべきではないかというふうに思います。

それから四番目に、防災拠点としてのということを行いました。これはいつ起こるか判りません。その時に、せっかく作るのですから、こういう場合のときを想定してこう作っておこうというような配慮が新しい校舎にはあってもいいのではないかと、いうふうに思います。

五番目については、地域と学校が一体となった、全体で子供を育てるんだというようなこと、そういうふうな学校であっていいじゃないかということですが、そういう意味においては学校解放も含めてですけれども、高齢者の皆さん方が毎日のように学校には行けるような状況を作る。そしてその人たちが入って、例えばランチタイム、お昼の時間においては高齢者の方々と子供たちが一緒にになって御飯が食べられるとか、或いは授業の終わった後にクラブ活動じゃありませんけれども、お年よりの方々といろんなことの話ができる、いろんな活動を一緒にできるというような場というものを作ったらどうかと、そういうものも入れ込んで考える必要があるのではないかと、いうことを思ったわけでありまして。

六番目に、地域と学校の持つ風土・歴史・文化・伝統ということですが、これについては、例えば、これも『遣

『未来使学』等に書かれてありました。小値賀町の歴史とか伝統、そういうものを勉強するんだということですが、我が小値賀町にはたくさんさんの遺跡やたくさんさんの資料があります。あの資料館では到底展示できない物をいっぱい持っております。であれば、その資料をですね、学校に展示できるようなスペースを作つていいではありませんか。三ヶ月か六ヶ月にいつペン替りやあいいんですよ。そういうふうにしてですね、常にそういうものが子供たちの目の届く範囲にあつて関心を高めるといふことも必要かと思いますが、そういうふうな場を最初から作つておくということも一つの、所謂資料館的なスペースですね、そういうものを作つておくということも非常に重要な点ではないだろうかといふふうに思います。

それから発表の場というものを作ると。例えば、簡単なコンサートなんかが出来るといふことになれば、これは住民の皆さんがコンサートやコーラスやの発表会にそこを使うとかいふようなことが出来るようになります。せっかく作るんだつたら、それも一緒に併設しておけば子供たちも大いにそれを、他の学習の形態によっては使えるようになるといふふうに思うわけでありませう。

それから七番目の、福祉の町づくりに配慮したということですが、学校を常に地域の皆さんが出入りできるような、そういうものにした方がいいということから考えますと、私は『バリアフリー』ということを考えて学校作りということも必要ではないのだろうかということも思ったりいたします。更に保健室の作りはトイレやシャワー室が設置された方がいいとか、トイレは乾式なのか、湿式なのか、或いは床はカーペットなのか、フローリングなのか、セキュリティをどうするかというようなこともなんかもいろいろ考えながらですね、校舎は検討すべき必要があります。

このような基本的な建設に向けての考え方をまずまとめるといふことについて、教育長はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

それに関連いたしますけれども、そのような基本的な考え方を教育委員会だけでやるとか、或いは学校側だけでやるといふことではなくて、地域を入れた、地域を巻き込んだ『校舎建設構想検討委員会』というものを設置したらどうかといふふうに思います。総務文教厚生常任委員会では、校舎建設委員会がまだ設立されていないではないかと、もうちょっと早くやれよというようになことを教育長は言われておりますが、私はその前にですね、もう基本構想から検討してもらおう委員会というものを作つていいのではないかと、作らなきゃいけないのではないかと、いや、それはもつと急ぐことではなかったのかといふことを思っております。そのことについて教育長はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

更に、こういう建設からですね、地域の皆さんが中に入っていたことが次の学校運営につながるというふうを考えます。そこで、新しくできる小中高一貫の学校について、地域全体が取り組むという意味においてですね、『地域学校協議会』というものを設置して、みんなで学校の運営をやっているというふうな体制づくりということについては、教育長はどのようにお考えなのかということをお伺いをいたします。

再質問は自席からさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一番目の、黒島神ノ崎遺跡道路断面に露出公開している遺構の保存対策についてでございますが、神ノ崎遺跡は昭和五十七年に発見され、翌五十八年に本町教育委員会が内容確認のために発掘調査を実施し、平成三年に県の史跡指定を受けたものであります。ご指摘の道路断面に露出展示している遺構は、二十八号石棺と呼んでいるものでございますが、昭和五十八年度の道路建設工事の際に掘り過ぎて出土したものです。埋め戻すこともできず応急的対応として関係者で協議した結果が現況であり、当初から断面土砂の流出とそれに伴う遺構の損壊は懸念材料であり、国の保存処理研究機関などにも問い合わせなどいたしておりますが、現段階で平面の保存は可能なものの、断面の保存については有効な手段が無いということであり、対応には苦慮しているところであります。

例え、前面に強化プラスチックなどによる保護ケースを設置いたしたとしても抜本的な解決策とはならず、保存を優先するならコンクリート壁を張って土を入れて埋没させるのが最良の方法であり、観光も含めて見学者を優先させるなら更に遺構の損壊が進行することを覚悟しなければならぬというのが現在の状況であります。

また、「観光的活用への配慮を」という点については、教育委員会は神ノ崎遺跡に限らず、他の遺跡・史跡につきましても毎年夏休み前に数日を掛けて草木の伐採を実施し、見学ルートの整備・確保及び遺跡自体の整備作業を実施いたしております。が、見学者の便宜をはかりその価値を周知するためには、説明板の設置は必要だと認識しております。現状は不十分であり、同時に現在設置している看板につきましても老朽化しており、建て替える必要もでてきております。未来にむけて文化財を保存しつつ、教育・学術・観光などの面での活用を図るためにも教育委員会及び関係部署などで協議し、具体的な対応を行いたいと考えております。

次に二番目の、「文化が経済を活性化させるといふ認識と今後の取り組みについて」でございますが、第一点の平成十四

年十二月十日に閣議決定されております「文化芸術の振興にかかる基本的な方針」につきましては、文化芸術の振興の必要性として、①人間が人間らしく生きるための糧、②共に生きる社会基盤の形成、③質の高い経済活動の実現、④人類の眞の発展への貢献、⑤世界平和の礎が明記されているところでございます。

この中で三番目の、「質の高い経済活動の実現」についての「質問であります。今、文化振興と経済振興は人類発展の両輪であり、「町が文化を創る」ということから、「文化が町を創る」という発想の転換と意識の改革が叫ばれているところでございます。つまり、質の高い文化活動の推進と町民の文化意識の昂揚・定着が質の高い経済活動の推進実現に連動していくというもので、このことから「地方は地方独自の特色を強調」した様々な活動で、移動人口・交流人口の受け入れを図ることを重要視すべきだと言われておりますが、私も、そのように考えております。

特に、行政は前例にとらわれがちで、従来の行政運営を継承したところがあると言われますので、これからは、前例にとらわれず、いろいろなアイデアを出し合い、文化ボランティアの育成と活用にも今後力を入れて、文化活動と各種産業が連携・発展できるような事業の推進に努力をしていきたいと考えております。

文化は大きく捉えると、芸術的な部分から地域資源まで広がりがあるようにございます。文化・芸術活動や歴史的なものから自然環境や風景、更には生活、食、或いは地場産業までが含まれているようにございまして、悠久の歴史を持つ小値賀町におきましては、様々な特色ある文化的資源があると考えます。近年では、それらを利用した新しい交流・文化的活動にも積極的な取り組みがなされており、それぞれが観光協会や自然学校の観光産業と連動しながら、実際に町の振興・発展に寄与しているものと確信いたしております。

第二点の、「文化・芸術を主題においた地域活性化策への転換」につきまして、先に申し上げましたように、文化は、移動人口、或いは交流人口の増加策の大きなキーポイントとして、小値賀町にとって大変重要なものと考えます。

長崎県におきましても同様な見解で、今年度から新たに発足した「観光振興推進本部」の重点事業展開の中でも、観光資源として従来の「見る観光」、「体験する観光」に加えて、「歴史・文化」や「自然」、「食」といったものを連動させた長崎の特色ある・魅力ある観光商品化に取りかかっております。特に、県立の美術館、歴史文化博物館が集客に大きな効果を挙げていることはご承知のことと思えます。

当町におきましては、近年、公共事業等の縮小や漁業・商工業の低迷等により、全体的な経済の冷え込みがあつてい

とは事実であります。こういった状況の中で、町といたしましても、活性化のカンフル剤として交流人口の増加による地域振興に数年前から取り組んでおりますが、その一環といたしまして、今回のご指摘のように文化・芸術が果たす役割も大きいものと考えております。

実際に、平成十四年度から行われております「おぢか国際音楽祭」につきましては、多分国内では唯一の島で行われる音楽祭であろうかと思いますが、その分野ではかなりの知名度が高まり、またアカデミーの受講者につきましてもリピーター化するなど、文化を通じた「元氣な島」をアピールする成果が十分に現れております。また、全国からの各種の補助金・助成金も活用され、町の負担を最小限度に抑えた大きな経済効果が確認されているところです。

更に、国の方でも文化芸術に係る支援につきましては、税制上の措置等が行われ、民間の支援促進が図られているところで、全国的な企業を対象とした支援を受けながらの各種の文化事業の展開も今後不可能ではないものと考えております。

本町の交流人口増加のためのいろいろな施策は、まだ初期の段階でございます。町民の皆様には十分趣旨や内容をご理解いただき、まち全体で取り組む姿勢と受入態勢の整備が重要でございます。今後は、各産業間と十分協議の上、連携を図り、また町民の方々の参画をいただきながら、新たな産業化に向けての事業展開を急いで行きたいと考えておりますので、皆様の積極的なご支援をお願い申し上げます。

以上です。

議長（近藤一輝） 教 育 長
教育長（巖 充也） お答えいたします。

現在、当町で取り組んでいる小中高一貫教育において、校舎の問題は非常に重要な課題ということで認識しております。この取り組みの基本となる十二年間を通した一貫教育を行う上で、施設は同一敷地内に存在することが最も望ましいと考えております。現状を考えた場合、北松西高校の敷地内に建設することが望ましいことは、先ほど述べたとおりでございます。

更に、校舎の建設については、既存の施設を活用することも不可欠だと考えます。そのためには、管理者である県教育庁との協議が必要になってまいります。県は、平成十七年四月に「小中高一貫教育推進本部会議」を設置、県教育次長を本部

会議の議長とし、関係各課長と三地区の教育長、高校の校長先生をメンバーとして会議を開催してきました。

当町の置かれている状況等は、本部会議で説明してきておりますが、今後はより具体的に協議をする必要があるかと考えております。校舎建設に当たっては、当町の財政状況を踏まえると、国による負担金や補助金の制度を活用することがこれは不可欠だと思います。文部科学省、県教育庁の担当者と協議を行っている状況で、どの制度を活用した方が有利な条件になるかを今探っている状況でございます。

建設に際する前に、高校の施設の改修を行う必要もあり、費用負担等の関係で県と協議する必要があります。幾つかの課題を処理しなければならず、国・県と細部について協議をして行うことを考えております。

校舎の建設については、専門的な意見、学校現場、保護者等、関係者による組織を立ち上げる必要があるかと考えております。ご指摘の課題は、そのような組織の中で協議できればと考えております。

次に、仮称でございましたが、『地域学校協議会』については、平成十六年九月に「地方教育行政の組織及び運営の法律」に、第四十七条の五が設けられ「学校運営協議会」が各学校ごとに置くことができるようになりました。この制度は、義務ではなく「できる」規程ですが、「学校の運営に関して」「教育課程の編成」その他町の規則で定める事項となっております。

また、町の小中学校管理規則第十八条の二の中で、「学校評議員」の制度があります。「教育活動の実施」や「学校と地域社会の連携の進め方」など、学校運営に意見を述べ、また助言ができるようになっております。現在、当町においては各小中学校とも先に述べた組織は設置しておりません。それは、当町においてPTAや保護者の方々の理解や協力が得られている様で、また青少年健全育成会、主任児童委員等との連携も図られているように聴いております。

今後取り組む「小中高一貫教育」の中では、新たな課題も出てくるのが考えられますので、学校、PTA、関係団体等と協議していければと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 町長の答弁に対してもう少しお伺いをいたします。

あそこの神ノ崎の遺構についてでありますけれども、ああいうタイプのものというのは例えば他の所に行った時にわざわざレプリカを作ってまで人に提示したりするような所もあるぐらいですから、それが、本物があそこで見れるわけですから、

私はそういう意味では観光資源として大いに役立つ方向、学術的には埋め戻したりなんだりすべきだということも解りますが、寧ろせつかくあいうふうに作ったんならそれを大いに生かす方向を考える。カバーをしたってどうせ最終的な解決策にならないと言うけれども、例えば今までに五年か十年ぐらいですね、ああいう状況にならないですむようなこともできたいと思いますよ。埋め戻して百年もつものも五十年カバーでもつかも知れませんかね。そういう意味ではよく検討していただきたいというふうに思います。

今年の六月五日に、長崎で文化庁長官が来られて懇談会がありました。それに私も行ってまいりましたけれども、そこで公聴会がありました。いろんな意見交換をいたしました。そのときに文化庁長官がおっしゃったのはですね、先ほど町長が答弁された『文化ボランティア』というものについてでありました。本町におきましても、文化ボランティアというものを大いに育てるといふことも必要ではないのかなというふうに思います。

更に、文化庁長官の河合先生が言っていたのは、『九州沖縄から文化力』を発信しようという構想をお持ちで、九州全体としてそういう方向に進めようではないかということ提案されたわけでありますが、こういう意味においては大いに先ほど答弁のとおり、本町におきましてもこの点に少し軸足をおいて政策に生かしていくということも必要かというふうに思います。

そのことについて答弁をいただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今、新聞報道で遺跡関係の方が報じられております。この神ノ崎遺跡は県の指定を受けているということで、今後ですね、県の方とよく相談しながら早急に対応策を考えたいと考えております。

二つ目の、文化ボランティアについてでございますが、いろいろと今史跡めぐり等を行っておりますが、そういう方たちが今後文化ボランティアとしてですね、頑張っていただけばいいんではないかというふうには思っております。

町といたしましても、この二つともですね、今後とも一生懸命前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

議長（近藤一輝） 再開します。

十番（立石隆教） 「早く教育問題に入れ」ということだろうと思います。（笑い声あり）

立石議員

教育長に再度質問をいたします。

先ほど私が申し上げました幾つかの具体的な、校舎を作るについての基本的な考え方というのを提示をいたしました。それについては何もお答えになっておりません。

まず、お答えを伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 大きな問題としてですね、財源の問題が一つございます。それからもう一つは、先ほど課題としておっしゃった中に、これは国の制度、要するに国からの負担金、補助金等がつく施設かどうかという点が、大きな問題というふうに私は考えております。

当然、これは町長部局、それから議会等々も調整をする必要があるかと思えます。独自の財源でどれだけのものが作れるかという点は、これは独自に作るということはそれだけ町民の方に負担を強いるということになるかと考えます。

極力、私共も国の制度の中で活用できるものは、それを大いに活用すべきだというふうに考えておりますので、ご指摘された部分は今後、今国と調整している段階の中で、どの制度が使えるかは我々がちよつとこれから調整したいと思えます。それが明らかになった時点で、今後の検討委員会等で取り組んだ方がいかなというふうに考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 私が聞いているのは、そういうテクニク的なことを聞いているではありません。

例えば、そういうふうな財政のことが決まってから、例えば三億以内でこれを作るんですという話から始めていくべきものなのか。或いは、一番我々が望む学校とはどうあるかということから出発をしていって全体の構想を作って、そしてそれが具体的に財政の問題と絡めたときに、「これは無理ですよ。だったらここを削りましょう。ここは忍びないけど、引き下げていきましよう。」というような話にならないといけないんであって、そういう意味においては私は教育委員会が今

—	休憩	午前	十一時	四十三分	—
—	再開	午前	十一時	四十三分	—

進めていることを聞いているのではありません。片っ方に構想の検討委員会というのを作って、そういう協議をしいじやないかという話をしているんです。

例えば、先ほど言ったようにオープンスペースの学校にするのか、地域に学校解放をするような、そういう校舎にするのか、或いは公民館と併設して作るような学校にするのか、そういう全体的なことをですね、地域住民みんなで考えるそういう場を最初作ってから出発したらどうかという話なんですよ。

そのことについて答えて下さい。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） ご質問がですね、「教育長」ということになっております。教育の大きな柱になるとですね、教育委員会という組織の中で決定すべきことになるかと思えます。

私が「教育長」という立場で答弁することではなくて、私は「一教育委員」でございます。重要案件については、教育委員会に諮りたいというふうに考えます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 先ほども触れましたが、平成二十年から始める、しかもそれを同一敷地内の方が一番いいという方向の結論は出しているようですから、その方向で進んでいるとするならば、二十年から始めるのに建設が間に合うのかという問題があります。

ですから、総務委員会でもしつこく言われたのは、今の段階でも建設委員会ができていないで本当に間に合うのかという話なんです。それは技術的にはお金の問題がはつきりしないから、ゴーサインが出ないということもありましたが、そのことを、ゴーサインが出てから「じゃあ、構想検討委員会を作りましょう。」って言っても遅すぎると。遅いんですよ。実は今作っても……。だけでも、片っ方で今の事務方の作業は片っ方で進める。もう片っ方でこれからの学校を新しい一貫校にするんですから、そういう意味においてはこれからの学校づくりを地域みんなで考えていくという『場』を作ったらどうかということですよ。

それはできないんですか？ そうやろうと思わないんですか？ そのことをお伺いしたいと思います。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長(巖 充也) 先ほども申し上げましたとおり、ご意見をですね、教育委員会に諮りたいと思います。

議長(近藤一輝) 立石議員

十番(立石隆教) 学校建設に当たっての姿勢がどうも私は腑に落ちません。今、おっしゃっているようなことは、財政的なことだけで動いているのではないかというようなことを思います。

勿論、制度の問題というものもありますから、今から考える一貫校が、国の考えている方向とどうだろうかという、そのすり合わせも当然必要でしょう。しかし、学校をどう作るかというのは国は何も我々に案を出してきませんよ。県も出してきませんよ。我々が作らなきゃいけないんですよ。そういう意味においてはですね、もう既に検討委員会は立ち上げてもいいだろうし、それから先ほど言ったオープンスペース、教育長、見に行ったことありますか？どこの学校に行ったか教えてください。

それから、いろんな学校の作り方があるんだということについて、どのように認識を持っていますか？どういう調べ方をしましたかお伺いをします。

議長(近藤一輝) 教育長

教育長(巖 充也) 施設の視察は行っておりません。幾つかの資料等で見ていますので、オープンスペースの使い方等について、どれだけ勉強しているかと言われる点については、細かい点についてはまだそこまで至っていないというのが現状でございます。

議長(近藤一輝) 立石議員

十番(立石隆教) そういう点ではですね、まだまだ校舎というものをどう作っていくか、小値賀の一貫校がどういう形になるのか、住民の皆さんもよく解らない、そういう状況というのは本当に、小中高一貫教育が始まる時にね、本当にみんなが望むような赤ちゃんが生まれるのかな？これから生もうとしているのにね、「私は関係ありません。私は関係ありません。」って言うってね、その責任をなすりつけながら子供が生まれるようなことではいかんと思いますよ。そういう意味においてはですね、十分にいろんな観点から検討すべきだと思います。

先ほど申し上げました、例えば、オープン教室をバリアフリーをやったところは一宮市の大和西小学校というのがあります。オープンスペースにおいてはもうたくさん学校の学校がやっています。県内においては稲佐小学校、オープンスペース、実

にきれいな学校です。それから私この間行ってきましたが、博多小学校、これの作りも大変参考になります。非常に素晴らしい。宗像においては河東西小学校というのがありますし、たくさんそういう点ではありますよ。

それから、面白いのに富山県においてはですね、利賀村にあります利賀小中学校、これはですね、中央公民館と一体型に作っております。公民館が校舎の中にあるんです。そういうのも大変面白いというふうに思います。

それから、これは小辻議員から情報を得たんですけれども、宮崎県の五ヶ瀬、これは中等教育学校を作っております。これは中高が一体なんです。しかもこれは県立なんです。こういうところも非常に面白い。それが一体になって作ってあるんです。そういうところも、もう研究してなきゃいけないと思いますよ。

小値賀町においては木造でやろうという考え方が出てます。じゃあ、木造でどんな形の新しい学校ができてくるのかというのを見に行かなきゃいけませんよ。こういうところにいてね、いろんな発想したって湧いてきませんからね。まず、視察することです。

その意味においてもですね、私は今年の当初予算の審議の時に、「なぜ、教育委員会的一般管理費の中の、旅費が少ないのだ？」というふうに言いました。こういう意味では、いろんな教育委員の皆さんもおりますから、或いは父兄の方々もおられる、地域の方々もおられる、その方々と一緒に連れて行って、こういう学校があるんだということを見せる必要があるんじゃないやありませんか。そういう意味においては「旅費を組みなさい。」と私は言ったんですけど、今度もどうもまだ補正を組んでいませんね。

これでいいんですか？この姿勢で……。どう思います？大丈夫なんですか？

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） まず一つ、旅費の点から。

確かに私どもで旅費は組んでおりません。これは先ほど、一部お話ししたかと思うんですが、小中高一貫の取り組みについて県の方から今年は八十万ほど補助金的なものがきております。小学校に委託費で二十万、高校へ六十万のお金がきておりまして、基本的に今考えておったのはですね、まず学校現場の先生方が、実際に子供たちを扱われる先生方に基本的には見に行ってもらおうということで、その六十万等の活用を今高校と小学校の事務局の方をお願いしております。我々は、そちらの方を今回は重点的に考えておりました。

それから、幾つかの施設のご披露がありましたけども、先ほど言った博多小学校ですか、確かに平成十二・十三年頃、四校の施設を統合して建てたということであつたと調べました。総工費が三十五億強です。町長が先ほどおっしゃいましたけども、一般会計の総予算が二十九億ぐらいいしありません。で、その中で、国庫補助が付いたのが八億強です。二十数パーセントが国庫補助で、残りの七十数パーセントが、これはまだ細かい点は判りませんが、起債等もあつたかと思ひます。ただ七十数パーセントは何らかの形で市が負担したかと思ひます。

私どもが今考えている先ほど言いましたのも、町の今の財政状況を考えた時に、国庫負担金等で一番有利なものがあります。そういうものをにらみながら今後取り組んでいきたいというふうを考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 博多小学校は一学年四クラスあるんですよ。それと同じに考える必要はないですよ。

ただ、私は学校の作り方としていろんな参考になる点があるということをおし上げております。大きさを言うんなら、東京の青ヶ島小学校、ここはですね、人口が百九十八人ですよ。ここに小学生が十二人、これは小中併設校です。ここもオープン教室、或いはですね、テレビ会議による遠隔授業というのをやっております。そういう意味においてはね、そういうことも含めて小値賀町においてはね、例えばテレビ会議の設備も作っておいた方がいいんじゃないかとか、いろんなことが考えられるんですよ。その中で最初に枠があるとですね、いろんな考え方が自由にできないんだから、最初にもう枠のない形でいろんな議論をさせた方が私はいと思います。

それから先ほど、旅費のことで、各学校でと言いますが、私は地域の皆さんがそこに入るといふことの視点が無いPTAとか保護者とか、そういう観点で学校のことはそうだというふう思っている。しかし、地域の方が入るといふことがこれから味噌なんですよ。でね、新潟県のね、聖籠中学校というところはね、三人だけが専門家でね、あとの七人は町民なんです。そんな中にPTA関係は一人ですよ。地域全体が入ってるんです。

それからですね、先ほど学校運営協議会の話をお聞きされました。これは文科省が研究されて、習志野の秋津小学校というところをお聞きされています。そこから学校運営協議会が出てきているようですよ。だけど、その学校はですね、地域学校協議会の中のメンバーの大多数が保護者じゃないんです。一般の人です。つまり、元保護者であつた人たちが中心になつてるんですよ。その人たちが毎日ように学校に行つたらですね、砂場の整備をしたり、草取りをしたり、常に入つて運営を、

ただどっかの教室で会議をするだけじゃないんです。そういうふうな状況なんです。

だから、いろんな所を研究して下さいよ。その姿勢が足りないと思うんですが、如何ですか、これからやるつもりありますか？

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） ただ今のご質問、教育委員会とも相談し、また私、事務局としてもですね、いろんな情報を集めて検討してまいりたいというふうに考えます。

議長（近藤一輝） 立石 議員

十番（立石隆教） いろんな所に、いろんな研究をする時間はあつたと思うんです。

先ほど言ったように、時間がもうね、何年経ってもいいというならいいんですよ。二十年という区切りがあるんなら…。それからね、段取りを決めていったら何を早くしなきゃいけないかというのは当然お判りになる、ということですよ。

ですから、一つ一つ片付けないで、並行的に、三筋でも四筋でもいいからそれで進んでいくというようなことを是非考えて下さい。一つ一つ片付けてから行って行ったら、もう遅いですよ。そういうことだけはひとつ押さえておきたいと思います。

まあ、頑張ってください。

議長（近藤一輝） これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

—	休 憩	—
—	再 開	—
—	午 後	—
—	午 後	—
—	零 時	—
—	一 時	—
—	三 十 分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第五、報告第三号、平成十七年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 報告第三号、平成十七年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、五月三十一日で額が確定しましたので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により、ご報告いたします。

農林水産業費で、小値賀漁港特定漁港整備工事地元負担金の繰越理由は、工事に不測の日数を要し、工期が不足したものでございます。翌年度繰越額は、四十六万円で、財源内訳は、地方債四十万円・一般財源六万円でございます。

教育費で、離島開発総合センターアスベスト撤去工事の全額繰越の理由は、事業の採択が年度末になったこととでございます。翌年度繰越額は、一千二十二万円で、財源内訳は、国庫補助金三百十万円、地方債六百二十万円、一般財源九十二万円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（近藤一輝） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） これはお尋ねでございます。

九款・教育費、七項・社会教育費、事業名が「離島開発総合センターアスベスト撤去工事」、一千二十二万円を全額繰越事業となっております。

財源内訳がですね、地方債が六百二十万円は六百八十万円、一般財源九十二万円は三十二万円の間違いではないか、これは確認でございます。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お手元に配布した資料のとおりでございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 三月議会の、補正六号ですね、アスベストの六百八十万円を補正しとるわけですよ、事業費と一緒に……。そして国庫補助金も三百十万円されとるわけですね。これは六百八十万円起債を追加されとると思うんですけども、六百二十万円は間違いないんですか？

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） すみません。確認をして返答します。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午後 一時 三十三分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

財政課長（西村久之） 答弁が大変遅くなって申し訳ありません。

この六百二十万円につきましては、起債額の変更で六百八十万円から六百二十万円に減額になったものでございまして、専決処分で六十万円減額すべきではないかというふうな意見もありましたけども、限度額が六百八十万円で、その内側の数字なので専決処分であえて上げてはおりませんので、そういうことでご了解していただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 他の地方債の変更はして、これだけ限度額が六百八十万円だから、そのうちの六百二十万円だからそのままにしておくというふうなお答えのようですけれども、他のも変更しとるわけですから、決まったのなら、これも一緒に変更していただきたかったなと考えます。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 解りました。

そういうことで、専決処分につきましてはですね、起債を借る分については限度額以上は借れませんけども、限度額以下でありましたので、限度額を変更する分について専決処分を補正させていただきました。ということですが。

議長（近藤一輝）

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 起債の借入れのときはですね、起債額は六百八十万円を六百二十万円なら、その『以内』だからいいという考えもあるでしょうけれども、他のを変更してこれをなぜ合わせなかったのか、それだけ一つ答えて下さい。

限度額より以下だったから何も扱いませんでしたよと。決まったのなら六十万円減らして六百二十万円に変更してもらえれば、こういう要らん質問はせんでよかったです。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この事業がですね、全額繰越事業ということで、繰越明許費ですので、その分については補正をしなかったということでございます。他の起債については年度内の事業完了の起債でありますので、その辺については借入額を限度額までに補正さ

せていただいたということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

おはかりします。

平成十七年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、報告第三号、平成十七年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり承認されました。

日程第六、議案第四〇号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第四〇号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律「平成十八年法律第七号」、地方税法施行令等の一部を改正する政令「平成十八年政令第二百一十一号」及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令「平成十八年総務省令第六十号」が、平成十八年三月三十一日にそれぞれ公布され、同年四月一日から施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十一日付で専決した次第でございます。

それでは、改正の概要を説明いたします。

第二十四条の改正は、法改正による個人の町民税の非課税の範囲における文言の追加及び均等割額の非課税限度額における加算額を十七万六千円から十六万八千円に引き下げるものでございます。

第三十一条「均等割の税率」は、法改正による文言及び条文の改正でございます。

第三十四条の二個人の町民税の所得控除のうち、損害保険料控除額を地震保険料控除額に改正するものでございます。

第三十四条の三個人の町民税の所得割の税率を、一律六%にする改正でございます。

第三十四条の四「変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算」を削除し、新たに第三十四条の四「法人税割の税率」とし、税率を一二・三%と定めるものとございます。

第三十四条の六「法人税割の税率」を削除し、新たに第三十四条の六「調整控除」とし、所得割の納税義務者について、合計課税所得金額が二百万円以下である場合、五万円に所得税との人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額の三%に相当する金額、合計課税所得金額が二百万円を超える場合、所得税との人的控除額の差額の合計額から、合計課税所得金額から二百万円を控除した金額を控除した金額「五万円を下回る場合には、五万円」の三%に相当する金額をそれぞれ控除する改正でございます。

第三十四条の七「外国税額控除」は、法改正により適用条文の改正でございます。

第三十四条の八「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」は、法改正により配当割額又は株式等譲渡所得割額に乗ずる率を現行六八%から五分の三に改め、個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、市町村は一定の場合において、これらの控除することができなかった金額をその年度分の個人の道府県民税又は市町村民税に充当するものとする改正でございます。

第三十六条の二「町民税の申告」、第五十一条「町民税の減免」は、法改正により適用条文の改正及び文言の訂正、損害保険料控除額を地震保険料控除額に改正するものとございます。

第五十三条の四「分離課税に係る所得割の税率」を、一律六%にする改正でございます。

第五十七条・第五十九条「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」・第六十一条「固定資産税の課税標準」は、法改正により文言及び適用条文の改正でございます。

第九十五条「たばこ税の税率」は、法改正により現行「千本につき二千七百四十三円」を「千本につき三千六十四円」に改正するものとございます。

附則第五条「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」は、法改正により文言及び適用条文の改正及び所得割の非課税の判定加算額を、現行「三十五万円」から「三十二万円」に改正するものとございます。

附則第六条「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」、同じく附則第六条の二「特定居住用財

産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」、同じく附則第六条の三「阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例」、同じく附則第七条「個人の町民税の配当控除」、同じく附則第七条の二「配当割又は株式等譲渡所得割額の控除の特例」は、法改正により文言及び適用条文の改正及び削除するものとございます。

附則第七条の三「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」は、法改正により平成二十年度から平成二十八年度までの個人の町民税に限り、新たに住宅ローン減税を実施することを定めたものとございます。

附則第八条「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」、同じく附則第九条「町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等」は、法改正により文言及び適用条文の改正及び削除するものとございます。

附則第十条の二「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」、附則第十条の三「阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告」は、法改正により新たに住宅耐震改修に伴う減額措置の創設・文言及び適用条文の改正及び削除するものとございます。

附則第十一条「土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義」は、法改正により適用年度を平成十八年度から平成二十年度まで延長すること及び文言・適用条文を改正するものとございます。

附則第十一条の二「土地の価格の特例」、附則第十二条「宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例」、附則第十三条「農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例」の改正は、まず第一に、適用年度を「平成十六年度又は平成十七年度」を「平成十九年度又は平成二十年度」に、「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度」にそれぞれ継続すること。第二に宅地等及び農地に対する負担調整措置の変更をすること。第三に地方税法の一部を改正する法律による文言及び適用条文を改正するものとございます。負担調整率等は、お手元に配布した参考資料のとおりでございます。

附則第十四条「免税点の適用に関する特例」、附則第十五条の二「特別土地保有税の課税の特例」は、法改正により文言及び適用条文を改正するものとございます。

附則第十六条の二「たばこ税の税率の特例」は、法改正により平成十八年七月一日以後、三級品については、千本につき二千九百七十七円から三千二百九十八円に、旧三級品については、千本につき一千四百十二円から一千五百六十四円に改正するものとございます。

附則第十六条の四「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例」は、法改正により税率を九%から七・二%に減額すること及び文言・適用条文の改正でございます。

附則第十七条「長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」は、法改正により税率を三・四%から三%に減額すること及び文言・適用条文の改正でございます。

附則第十七条の二「優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」は、法改正により課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合、税率を二・七%から二・四%に減額、課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合、五十四万円に二千万円を控除した金額の三・四%を合計した額から、四十八万円に二千万円を控除した金額の三%を合計した額に減額及び文言・適用条文の改正でございます。

附則第十七条の三「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」は、法改正により課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合、税率を二・七%から二・四%に減額、課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合、百六十二万円に六千万円を控除した金額の三・四%を合計した額から、百四十四万円に六千万円を控除した金額の三%を合計した額に減額及び文言・適用条文の改正でございます。

附則第十八条「短期譲渡所得金額に係る個人の町民税の課税の特例」は、法改正により、課税短期譲渡所得に対する税率を六%から五・四%に、三・四%から三%にそれぞれ減額及び文言・適用条文の追加改正でございます。

附則第十九条「株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」は、法改正により、株式等に係る譲渡所得等に対する税率を三・四%から三%に減額及び文言・適用条文の削除改正でございます。

附則第十九条の二「特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」は、法改正により、文言・適用条文の追加改正でございます。

附則第十九条の三「上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例」は、法改正により、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に対する税率を二%から一・八%に減額及び適用条文の改正でございます。

附則第十九条の四「特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例」、附則第十九条の五「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」、附則第二十条「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例」、附

則第二十條の二「先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例」、附則第二十條の三「先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除」は、法改正により、文言・適用条文の改正でございます。

附則第二十條の四「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」は、法改正により新たに追加する条約で、「租税条約実施特例法」第三條の二第十項に規定する条約適用利子等については、他の所得と区分し、条約適用利子等の額に五％の税率から制限税率を控除して得た率に五分の三を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課すること、また、「租税条約実施特例法」第三條の二第十二項に規定する条約適用配当等については、他の所得と区分し、条約適用配当等の額に五％の税率から制限税率を控除して得た率に六八％を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課すること及び適用条文の追加でございます。

附則第二十一條「個人の町民税の負担軽減に係る特例」については、今回の法改正により、削除するものでございます。第二條による改正で、附則第二十條の四「条約適用利子及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」は、所得割額を計算する場合の税率を六八％から五分の三に、三・四％から三％に、二％から一・八％に減額及び文言・適用条文の改正でございます。

附則第六條による改正で、附則第二條「町民税に関する経過措置」は、法改正による適用条文の改正でございます。

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、以下に掲げる規定については、次に定める日から施行する。

第九十五條の改正規定及び附則第十六條の二の改正規定、並びに附則第五條の規定は、平成十八年七月一日。

第五十七條及び第五十九條の改正規定は、平成十八年十月一日。

第三十六條の二第六項、第五十三條の四、附則第九條の改正規定及び別表を削る改正規定、並びに次條第三項の規定は、平成十九年一月一日。

第三十四條の三第一項、第三十四條の四、第三十四條の六及び第三十四條の七の改正規定、第三十四條の八、附則第五條第二項及び第三項、並びに附則第六條から第七條までの改正規定、附則第七條の二の次に一條を加える改正規定、附則第八條及び第十六條の四から第二十條の三までの改正規定、附則第二十一條を削る改正規定、並びに第二條中附則第二十條の四第二項、第五項及び第六項の改正規定、並びに次條第二項、並びに附則第三條及び第六條の規定は、平成十九年四月一日。

第三十四條の二及び第三十六條の二第一項の改正規定、附則第七條の二の改正規定、第二條中附則第二十條の四第三項の

改正規定、並びに次条第六項の規定は、平成二十年四月一日。

町民税に関する経過措置は、新条例第二十四条第二項及び附則第五条第一項の規定は、平成十八年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成十七年度分までの個人の町民税については、従前の例による。

新条例第三十四条の三第一項及び第三十四条の六、並びに附則第八条第二項、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第十九条の三、並びに第二十条の二第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成十八年度分までの個人の町民税については、従前の例による。

新条例の規定中、分離課税に係る所得割に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、従前の例による。

この場合において、平成十九年一月一日から同年三月三十一日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、附則第二十一条第三項の規定は適用しない。

新条例第三十四条の二の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成十九年度分までの個人の町民税については、従前の例による。

所得割の納税義務者が、平成十九年度以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律附則第十一条第五項第一号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第三十四条の二の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定に関わらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とし、同条の規定を適用する。

新条例第三十四条の八及び第二条の規定による改正後の町税条例附則第二十条の四第三項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成十九年度分までの個人の町民税については、従前の例による。

平成十八年度の個人の町民税に限り、施行日の前日において第一条の規定による改正前の旧条例第二十四条の規定に該当する者で、かつ当該年度分の旧条例第三十六条の二第一項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第三十六条の二第一項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の適用については、同項中「三月十五日」とあるのは、平成十八年四月三十日とする。

新条例の規定中、法人の町民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人町民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人町民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人町民税について適用し、その施行日前の事業年度

分の法人町民税については、従前の例による。

平成十九年度の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者のうち、新条例第三十四条の三第二項に規定する合計課税所得金額が、新条例第三十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ平成二十年度分の個人の町民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第十七条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第十八条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第十九条第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得金額、新条例附則第二十条の二第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得金額、新条例附則第二十条の四第一項に規定する条約適用利子等の額及び新条例附則第二十条の四第三項に規定する条約適用配当等の額の合計額が、新条例第三十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を、新条例中、所得割に関する部分を適用した場合における当該納税義務者の所得割の額から減額する。

この規定は、平成二十年七月一日から七月三十一日までの間に、町長に対して規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り適用する。また、町長がやむを得ず申告ができなかったと認める場合にも、適用することができる。

この規定により、所得割の額を減額した場合には、既に徴収された所得割の額から還付をする。また、その納税義務者に未納がある場合には、この規定に関わらず還付すべき金額を充当することができる。町長は、この規定により適用を受ける旨の申告があった場合には、遅滞なく通知をする。

固定資産税に関する経過措置は、別段の定めのあるものを除き、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十七年度分までの固定資産税については、従前の例による。また、新条例第五十七条及び第五十九条の規定は、平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十八年度分までの固定資産税については、従前の例による。更に、平成十八年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された、旧条例附則第十条の二第三項に規定する貸家住宅については、平成十九年度分の固定資産税に限り、従前の例による。

町たばこ税に関する経過措置は、平成十八年七月一日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、従前の例による。また、平成十八年七月一日現在、卸売販売業者等又は小売販売業者等が販売のために所持する製造たばこについては、今回の税率引き上げ分「三級品・千本につき三百二十一円、旧三級品・千本につき百五十二円」の町たばこ税を申告納付させる。その申告期限は平成十八年七月三十一日、納期限は平成十九年四月一日とする。

ただし、卸売販売業者等又は小売販売業者等が販売の契約の解除その他やむを得ない理由により、町たばこ税を課され、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該年度の町たばこ税から控除し、又は還付する。この場合、施行規則第十六条の五様式により町長に書類を添付しなければならない。

附則第二条第六項中「第三十四条の四及び前条」を法改正により、「及び前二条」に改める。
以上、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 五十三条の四（分離課税に係る所得割の税率）のところでありましたが、これが前の条文ですと、二百万円以下の金額は百分の三、これが百分の六ということになります。

で、二百万円以上超える金額は百分の八であったし、七百万円以上超える金額は百分の十二ということになります。二百万円以上の金額だと、百分の六という今回の改正は、納税者にとっては「得」と考えられますが、百分の三から百分の六というふうになると、納税者にとっては聊か負担が大きくなるということになるんですが、小値賀町においてはこれの該当者は見受けられるんですか？

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

分離課税につきましては、毎年、約三名から五名の間で該当者が出てきております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） その方たちの中で、それこそ二百万円以上超えるような人たちはあまりいないということですか？

全員が百分の六という、負担増の影響が与えられるということではないのかどうか、もう一度答弁をお願いします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

分離課税につきましては、二百万円を超える方も今年度でもおりましたし、毎年、約一名ないし二名は二百万円を超えている方がおられます。というところで、両方該当する方が要るということです。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 同じく附則のところ、第五条でございすけれども、個人の町民税の所得割の非課税の範囲というところが、旧条例からすると、三十五万円から三十二万円になるということで、結構これも非課税の範囲が下げられるわけですから、そういう意味では「負担増」という方々が出てくると思うんですが、大体の、そういう方々の人数等は把握しておりますか？

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

その詳しい内容につきましては、『課税状況調』というのがございまして、そのランクがあります。今、それを作成中でございますので、現在につきましては判っておりませんが、九月の議会にはご報告できると思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四〇号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。
おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四〇号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第七、議案第四一号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第四一号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令「平成十八年政令第三十四号」が、平成十八年三月十日に公布され、平成十八年四月一日付で施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第一百七十九条第一項の規定により、三月三十一日付で専決した次第でございます。

それでは、改正の概要を説明いたします。

平成十八年度から実施される個人住民税の公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、個人住民税が増加する一部の高齢者については、国民健康保険税の税額も増加することとなります。このため、厚生労働省からの要望に基づき、それらの者の国民健康保険税の所得割額の算定について、平成十八年度から二年間、激変緩和措置を講ずることとしております。

第二条及び第十三条の改正は、介護給付金課税額の限度額を現行八万円から九万円に引き上げるものでございます。

附則第二項の改正は、所得税法の改正による関係条文及び文言の訂正でございます。

附則第三項及び第四項の追加は、公的年金等控除の見直しに伴う軽減判定基準に係る激変緩和措置でございまして、公的年金等控除のある者について、被保険者均等割額・世帯別平等割額の軽減判定の基準である総所得金額から現行十五万円を控除しているものを、平成十八年度に二十八万円、平成十九年度に二十二万円をそれぞれ控除するものでございます。

附則第五項から附則第八項までの追加は、公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴う激変緩和措置でございまして、平成十七年度分及び当該年度分の個人の住民税について、公的年金等控除の適用を受けた者及び老年者控除の適用を

満たす者について、国民健康保険税の所得割額の算定において、次のように減額措置するものとございます。

公的年金等控除の見直しにおいては、平成十八年度十三万円・平成十九年度七万円をそれぞれ当該算定基礎である所得金額から控除するものとございます。また、住民税額を算定の基礎とする市町村にあっては、平成十八年度・平成十九年度ともに四千円を当該算定基礎である住民税額から控除するものとございます。

老年者控除の廃止においては、平成十八年度三十二万円・平成十九年度十六万円をそれぞれ当該算定基礎である所得金額から控除するものとございます。また、住民税額を算定の基礎とする市町村にあっては、平成十八年度九千円・平成十九年度一万円を当該算定基礎である住民税額から控除するものとございます。

附則第九項から第十六項までの改正は、長期譲渡所得・短期譲渡所得・株式等に係る譲渡所得・上場株式等に係る譲渡損失・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失・先物取引に係る雑所得等・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除・土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例で、これは所得税法・法人税法・地方税法の一部改正による関係条文及び文言の改正でございます。

附則第十七項及び第十八項の追加は、租税条約実施特例法に基づく利子・配当等に係る課税の特例でございまして、住民税において適用される措置に基づき、国民健康保険税においても同様の措置を講ずるためのものでございます。

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項から第十項までの改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

改正後の小値賀町国民健康保険条例の規定は、平成十八年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四一号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四一号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	—
—	再開	午後	二時	—
			二十三分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第八、議案第四二号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長（西村久之） 議案第四二号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第七号）について、去る三月三十一日付で、地方債の借入限度額が確定し、それに伴い補正予算の必要が生じたので、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、専決した次第でございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ六十万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億二千五百九十万円としております。

第二条・地方債の補正は、減収補てん債の追加及び柳漁港地域水産物供給基盤整備事業、小値賀漁港特定漁港整備工事地元負担金、小浜港地区公営住宅建設事業の借入限度額の変更でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金を七百十二万六千円を減額、同じく三目・まちづくり担い手育成基金繰入金を二十七万四千円減額し、基金繰入金の総額を五千三百八十二万二千円としております。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債は、減収補てん債を五百万円追加、四目・農林水産業債は、柳漁港地域水産物供給基盤整備事業で百六十万円追加、小値賀漁港特定漁港整備工事地元負担金で九十万円追加、六目・土木債は、小浜港地区公営住宅建設事業で七十万円減額し、町債の総額を二億九百八十万円としております。

歳出では、二款・総務費、一項・総務管理費、十一目・ふるさと創生事業費及び五款・農林水産業費、一項・農業費、五目・農地費、同じく三項・水産業費、五目・漁港建設費は、財源調整でございます。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費は、下水道事業特別会計繰出金を六十万円減額し、土木管理費の総額を九千九百四十九万一千円としております。同じく二目・住宅建設費は、財源調整でございます。

以上で、小値賀町一般会計補正予算（第七号）の概要を説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。 松永議員

六番（松永勇治） 第一点の質問ですが、今回新たに総務債にですね、減収補てん債五百万円が追加計上してあります。

減収補てん債の発行が許可される理由の内容説明とですね、それから元利償還金の地方交付税での算入率がどのくらいになっっているのか、それから償還期限をお尋ねします。

もう一点は、四目・農林水産業債、二節・水産業債で柳漁港地域水産物供給基盤整備事業債百六十万円、小値賀漁港特定

漁港整備事業債九十万円、合わせて二百五十万円増額。六目・土木債、二節・住宅債、公営住宅事業債を七十万円減額してありますが、以上の三つの事業に係る地方債の変更はあっておりますけれども、去る三月議会にです、それぞれ減額したばかりでございます。この三つについてはですね。

それで、今回の変更は、地方債のみで当該事業に係る歳出予算の増減はあっておりませんが、この地方債の変更の理由はどういうことかお尋ねします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

減収補てん債の五百万円の借入れの理由は、法人町民税の減額によりまして、その不足を補うために借り入れるものでございます。償還期限はちよつと今度忘れしましたので、後ほど説明したいと思います。

それから、今回、地方債の補正をいたしましたのは、借入限度額が変わることによって、その限度額までを借り入れるための措置でございます。

減収補てん債につきましては、地方交付税の措置はありません。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 以前は、特例地方債つちゆうことで七五％程度の交付税措置があつたわけですけども……。辺地・過疎債と一緒にですね、みられと思うんですけども、それが全然交付税措置がないということになると、あまり借りてもですね、喜んで借れないような借金でございますが……。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 大変失礼しました。七五％の財政措置があります。失礼しました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、歳出全般にわたり、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

六番（松永勇治） 今補正予算第七号の専決内容を見ますと、町債で減収補てん債を五百万円、水産業債を二百五十万円それぞれ増額して、住宅債を七十万円減額、相殺して六百八十万円の増額を、基金に繰り戻す財源の組替補正のようになっております。

起債の額の決定に伴いまして、借入れ手続きに必要な予算措置を講じることが十分理解はできませんが、平成十七年度地方交付税はですね、普通交付税十七億七千五百五十四万七千円、特別交付税八千六百七十二万四千円、合わせて十八億六千二百二十七万一千円で、前年度比五百七十七万七千円、〇・二八%増が決定しております。内、特別交付税の予算計上額は六千万円で、あと二千六百七十二万四千円は未計上となっております。

不足財源をですね、こうして基金を充てて補い、予算編成している現状の中です、本予算も含めて臨時会を招集してきちんとして予算措置をすべきではなかったかと思いますが、この点について、町長の専決の理由、見解をお尋ねします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午後 二時 三十四分 —

— 再開 — 午後 二時 四十四分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

町長（山田憲道） 不利益を被るものについてはしておりますが、被らないものに対してはしておりません。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 「不利益を被るものについてはしますけれども、不利益を被らないものについてはしません。」じゃ、ちよつと困りますねえ。「今後、こういうふうを考えております。」ぐらい言って下さいよ。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 先ほど、松永議員さんの答弁を保留しておりましたので、お答えします。

減収補てん債につきましては、二年据え置き二十年償還でございます。利率が二・二%でございます。それと、七五%の地方交付税措置があるということです。大変失礼しました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四二号、専決処分事項の承認を求めるところについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四二号、専決処分事項の承認を求めるところについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第九、議案第四三号、専決処分事項の承認を求めるところについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第四三号、専決処分事項の承認を求めるところについてご説明いたします。

本議案は、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）に係るものでございまして、三月議会後に浄化槽市町村整備推進事業で、地方債の額に変更が生じ、予算の補正が必要になりましたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成十八年三月三十一日専決しましたので、同法同条第三項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるところでございます。

それでは、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）の内容について、二頁よりご説明いたします。
第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入では、浄化槽市町村整備推進事業に係る七款、一項・町債六十万円の増額により、四款・繰入金、一項・一般会計繰入金を六十万円減額補正しております。

第二条・地方債の補正は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、限度額六十万円の増額補正でございます。補正後の限度額は六千三百七十万円となっております。

起債の内訳としましては、下水道債三千二百十万円、辺地債二千八百五十万円、過疎債三百十万円となっております。以上で、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）に係る専決処分事項の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、歳出全般にわたり、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四三号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四三号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第十、議案第四四号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第四四号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更について説明いたします。

今回、野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事を過疎債の適債事業として申請しており、過疎地域自立促進計画の変更が必要になりましたので、過疎地域自立促進特別措置法第六条第六項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

事業内容は、既設の浮栈橋は、平成五年度に製作設置された木製の簡易なもので、供用後十年以上を経過し損傷が激しく、船舶の係留はもとより、乗客の乗り降りにも支障をきたしている状況であります。

今回、新たに浮栈橋を設置し、船舶及び乗船客の安全に寄与するものでございます。

財源内訳は、国庫支出金一千五十万円、県支出金三百六十七万五千円、過疎債六百四十万円、一般財源四十二万五千円で、総事業費は、二千百万円でございます。

以上、小値賀町過疎地域自立促進計画変更について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四四号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四四号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第四八号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長(西村久之) 議案第四八号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

第三条は、「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を算定する基礎控除後の総所得金額に乘ずる率を、「百分の八・〇から百分の八・八」に改めるものとございます。

第五条は、「国民健康保険の被保険者に係る均等割額」を算定する被保険者一人当たりの税額を、「二万一千円から一万九千円」に改めるものとございます。

第五条の二は、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を算定する一世帯あたりの税額を、「二万三千円から二万一千円」に改めるものとされています。

第六条は、「介護納付金課税被保険者に係る所得割額」を算定する基礎控除後の総所得金額に乗ずる率を、「百分の一・六〇から百分の二・二〇」に改めるものとされています。

第七条は、「介護納付金課税被保険者に係る均等割額」を算定する被保険者一人当たりの税額を、「八千円から八千四百円」に改めるものとされています。

第七条の二は、「介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額」を算定する一世帯当たりの税額を、「八千円から八千四百円」に改めるものとされています。

第十一条は、一般の被保険者及び介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得に係る減額を定めたもので、七割軽減・五割軽減・二割軽減をそれぞれ、次のように改めるものとされています。一般の被保険者均等割額「七割軽減一万四千七百円・五割軽減一万五百円・二割軽減四千二百円」を、「七割軽減一万三千三百円・五割軽減九千五百円・二割軽減三千八百円」に、一般の被保険者平等割額「七割軽減一万六千五百円・五割軽減一万一千五百円・二割軽減四千六百円」を、「七割軽減一万四千七百円・五割軽減一万五百円・二割軽減四千二百円」に、介護納付金課税被保険者に係る均等割額・同じく平等割額「七割軽減五千六百円・五割軽減四千円・二割軽減一千六百円」を、「七割軽減五千八百八十円・五割軽減四千二百円・二割軽減一千六百八十円」に改正するものとされています。

施行期日は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用するものとされています。

以上、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） まず、本条例改正案の二行目の、「昭和二十四年」は、「昭和三十四年」の間違いではないかと思いますが、確認して下さい。

それからですね、保険税の税率の改正に当たりましては、町長の諮問に基づき、国民健康保険運営協議会において十分ご検討いただき決定されたものと思います。

改正案の内容を見ますと、所得割額が「百分の八から百分の八・八」に、〇・八%の引き上げ。被保険者均等割は「二万一千円を一万九千円」に二千円、世帯割平等割額を「二万三千円から二万一千円」に二千円、それぞれ引き下げる改正でございますけれども、高齢者が増え、また住民の医療への関心が高まり、受診率が上昇しておりまして、住民所得が低迷している現状においてですね、所得割額を引き上げることですね。被保険者均等割額及び世帯割額をそれぞれ二千円づつ引き下げるといふのはどうかな？と思うんですけれども、これは協議会で決められたことでございますので、参考のためにですね、この税率の決定についての過程の説明をしていただきたいと思います。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

松永議員ご指摘のとおり、小値賀町国民健康保険税条例はですね、「昭和三十四年」の間違いでございます。大変失礼いたしました。

国保運営協議会の内容につきましては、住民課長の方にお問い合わせしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 松永議員のご質問にお答えいたします。

去る六月十二日に、おっしゃるとおり、国民健康保険運営協議会を開催いたしました。国民健康保険の税率改正の場合には、よく『応能・応益』の、応益割という言葉が出てまいります。

先ほども、議員がおっしゃったように、所得が下がった分だけです、非常に応益割が増えてきて国の指導の枠を越えるもんですから、そうしますと、補助金が一千何百万か恐らく入ってこないようになります。そうしますと、それを保険税であつめなきゃいけないとか、若しくは七割軽減、五割軽減、二割軽減という、その枠が取れてしまうと。そういうことがありまして、税率を上げて、その応益割を枠内に収めるために、できるだけ個人の負担が増えない方向で検討した案を四つほど出しまして、その中で委員さんに決定していただいたわけです。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 国からの補助金とかいうことを考えた場合に、こういうふうな率になったということでございますけれども、それはそれなりに解かります。

ですけど、所得割の税率が上がった対象者に対しては、相当な負担になるわけですね、税率が上がるうちゅうことは…。○・八%上がるわけですから…。

ですけども、もう決まったことですので、そういうことでございましたら解かりました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） これを決めるのには、まずは医療費の所謂事業費がどれぐらい今年度かかるかということ、それから計算していくわけでありますが、この中には基金の繰り入れ等を予定しながらということはお入っておりますか？

それとも、まったくそれをはずして、基金からの繰り入れについても、これは想定して計算をしているんですか？まったくそれは関係無しに計算をした上での数字でしょうか？

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

財源につきましては、すべて予想される分を見込んでおります。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 国保運営協議会の中で議論になった、論点となつて、なかなか議論が進まなかったという点はなかったでしょうか？

それから、これに決まるまでに『留保された少数意見』というのはありましたか？ということをお伺いします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） やはり委員の皆さんは、町民の今の所得状況を見て、非常に「値上がりしかないのか？」というような意見もございました。それから、田中先生の方からは、「医療費が若干見直して下がっているから。」という話もありました。

ただ、全体的にですね、小値賀町のような小さい保険者の場合は、高額医療の対象者が出ますと、非常に医療費の幅が出るといふこともありまして、ある程度きちんと医療費も見込んで出した案ですので、概ねご理解をいただきました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四八号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四八号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、六月二十一日は、休会とします。

明後日六月二十二日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 三時 五分 散会 ―